平成２２年（フ）第１７７号
宮崎県延岡市北方町角田丑769―１　シーズン101号、住民票上の住所宮崎県西臼杵郡高千穂町大字押方2959番地
債務者　佐藤　　理
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１８１号
宮崎県日向市大字日知屋759番地28
債務者　宮本　紀子（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第５９号
鹿児島県奄美市名瀬末広町18番18号サメシマアパート201号
債務者　松田純志朗
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第３０５号
青森県八戸市下長５丁目２番12―11号　市営住宅Ｂ８―11
債務者　前田　　優
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
青森県三戸郡階上町大字角柄折字南平17番地23、前住所青森県八戸市大字石手洗字駒ヶ沢16番地21
債務者　下条　孝司
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
富山市晴海台９番１―408号雇用促進住宅
債務者　川端　朋文
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３８号
千葉県松戸市二ツ木241番地の１
債務者　中本　龍夫
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４３９号
千葉県松戸市ニツ木241番地の１
債務者　中本　聖子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５１６号
千葉県松戸市上本郷381番地の５　藤和シティホームズ北松戸207号
債務者　真壁　　肇
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第２０８０号
名古屋市中川区戸田５丁目1212番地　ドミール山田301号
債務者　児玉　　晋
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４７１号
名古屋市北区清水５丁目１番18号　一歩堂マンション501号
債務者　渡邉貴世子（旧姓浅里）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７１９号
名古屋市千種区清明山１丁目６番35号　県営清明山住宅３棟402号
債務者　長谷川恵美
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９４１号
愛知県知多郡武豊町字中根３丁目98番地１　ヴェルドミール中根４―Ｄ号
債務者　榊原　辰夫
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９４２号
愛知県知多郡武豊町字中根３丁目98番地１　ヴェルドミール中根４―Ｄ号
債務者　榊原　久枝
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９８４号
名古屋市瑞穂区東栄町６丁目26番地　　ハイム瑞穂通207号
債務者　阿部　智江
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０１９号
愛知県海部郡蟹江町旭１丁目32番地　アーバンライフ太田101
債務者　清野　照吉
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０２８号
愛知県知多市原１丁目17番地の２　エスポワール原201
債務者　田中　公平
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部